

パブリックコメント（皆さんの意見）を募集します



↑ 募集案件の詳細はこちら

「パブリック・コメント」は、市民の皆さんに市政に参加してもらうための大切な制度です。新居浜市市民意見提出制度実施要綱の規定に基づき、次の通り意見募集を行います。

意見を募集する計画(案)	①新居浜市都市計画マスタープラン(案)	②新居浜市地域福祉推進計画2021(案)、新居浜市第3期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)	③新居浜市行政改革大綱2021(案)	④新居浜市地球温暖化対策地域計画(案)、エコアクションプランにはま4(案)	⑤新居浜市新水道ビジョン(案)、新居浜市公共下水道事業経営戦略(案)	⑥新居浜市地域防災計画令和2年度修正版(案)
内容	▶人口減少、少子高齢化社会の進行、まちづくりを取り巻く社会経済情勢や都市構造の変化に対応する、新たなまちの将来像を示すマスタープラン(案)	▶総合的、長期的な視点で地域福祉の取り組みおよび具体的な行動指針を示す計画(案) ▶今後の障がい者施策のあり方や障がい福祉サービスなどの方策を定める計画(案)	▶市民満足度の高い行政サービスを持続的に提供できる市役所づくりを目指し、行政改革を進めるために取りまとめた大綱(案)	▶市内全域から排出される温室効果ガス削減のため、市全体で取り組む内容の計画(案) ▶市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス削減のため、行政が取り組む内容の計画(案)	▶今後の本市水道事業の方向性と施策などをまとめたビジョン(案) ▶公共下水道事業を安定的に継続していくために取りまとめた経営戦略(案)	▶災害対策基本法に基づき定められた本市の地域防災計画について、関係法令、国県の関係計画や市の防災対策の見直しなどを踏まえた修正(案)
計画(案)などの閲覧期間	2月5日(金)～3月5日(金)	2月10日(水)～3月10日(水)	2月15日(月)～3月15日(月)	2月15日(月)～3月15日(月)	2月15日(月)～3月15日(月)	2月15日(月)～3月15日(月)
提出期限(必着)	3月5日(金)	3月10日(水)	3月15日(月)	3月15日(月)	3月15日(月)	3月15日(月)
担当課 閲覧場所	都市計画課 (市役所4階)	地域福祉課 (市役所1階)	総合政策課 (市役所3階)	環境保全課 (市役所2階)	企業経営課 (消防防災合同庁舎4階)	危機管理課 (消防防災合同庁舎5階)
その他 閲覧場所	市役所(1階:総合案内、3階:行政資料室)、各支所、各公民館、総合福祉センター、ウイメンズプラザ、市ホームページ					
意見 提出方法	住所、氏名、計画(案)に対する意見を用紙(様式自由)に記入し、郵送、FAX、電子メールまたは直接担当課まで提出してください。※住所および氏名が記載されていない場合や、電話での受け付けはできません。					
提出先	〒792-8585 都市計画課 tokei@city.niihama.lg.jp ☎65-1270 FAX65-1276	〒792-8585 地域福祉課 chiifuku@city.niihama.lg.jp ☎65-1237 FAX37-3844	〒792-8585 総合政策課 seisaku@city.niihama.lg.jp ☎65-1210 FAX65-1216	〒792-8585 環境保全課 hozen@city.niihama.lg.jp ☎65-1512 FAX65-1255	〒792-8585 企業経営課 kigyokeiei@city.niihama.lg.jp ☎65-1575 FAX65-1335	〒792-8585 危機管理課 kikikanri@city.niihama.lg.jp ☎65-1282 FAX33-5180

市政 ニュース

市政だより・市ホームページの広告を募集します！

秘書広報課 ☎ 65 - 1251 FAX 65 - 1217

市では、財源確保、地域経済の活性化などを図るため広告事業を実施しており、次の通り広告（有料）の募集を行います。

▼市政だより

発行部数 毎月約4万3千部
（令和2年度実績）

掲載期間

5月号～令和4年4月号

掲載位置

- ① 「裏表紙」の下部
- ② 「中ページ」の最下段
（市が指定する面）

▼市ホームページ

種類 バナー広告

掲載期間

4月1日～令和4年3月31日
（1カ月単位、複数月掲載可）

掲載位置

- PCサイト
トップページ下部
（フローティング広告。ページ下部に表示し、スクロールに追従して移動します）
- スマートフォンサイト
トップページ最下部

▼共通事項

- ・詳細は、市ホームページをご覧ください。
- ・申し込み、掲載料などの問い合わせは広告代理店までお願いします。

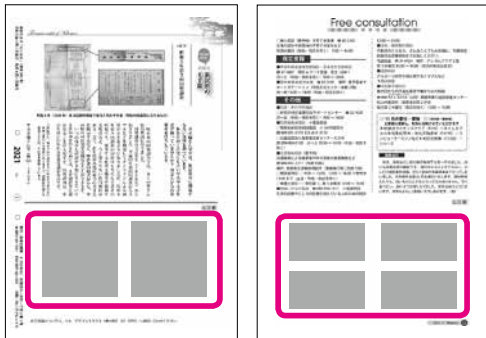
◆令和3年度広告代理店

ソネデザインスタジオ
（新須賀町二丁目8番8号）

☎ 33 - 5721

✉ uta@kie.biglobe.ne.jp

市政だより広告掲載欄



①裏表紙下部

②中ページ最下段



ホームページ広告掲載欄



↑ 広告募集の詳細はこちらから

スマートフォンサイト
広告掲載欄

副市長に原氏が就任しました

秘書広報課 ☎ 65 - 1251 FAX 65 - 1217

令和2年第5回市議会定例会が12月17日に閉会し、議会の同意を得て1月1日付で副市長に原一之氏が就任しました。なお、原副市長の任期は4年間です。



原 一之氏

【年齢】 62歳

【主な経歴】

昭和58年4月	新居浜市役所入庁
平成27年4月	建設部長
平成28年4月	企画部長
平成31年3月	新居浜市役所退職
平成31年4月	新居浜市役所参与

【就任あいさつ】 副市長に就任しました原でございます。

もとより微力ではございますが石川勝行市長のもと「笑顔輝く新居浜市」の実現のため最善を尽くし、この重責を果たしてまいりたいと存じますので、なにとぞご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

公の施設の指定管理者が決まりました

総務課 ☎ 65・1212 FAX 65・1216

4月から指定管理者制度を開始、継続する公の施設の指定管理者が決まりました。指定管理

者制度は、公の施設の管理について、民間事業者の活力や能力

を生かし、住民サービスの向上と管理経費の削減などを図ることを目的としています。
指定管理者候補者選定委員会の審査を経て候補者を選定。令和2年第5回市議会定例会において議会の議決を経て、左表の団体を指定管理者に指定しました。



生涯活躍のまち拠点施設



森林公園ゆらぎの森

施設の名称	指定管理者に指定した団体	指定の期間	施設担当課 (問い合わせ先)
新居浜市生涯活躍のまち拠点施設	坂井町二丁目3番17号 株式会社 ハートネットワーク 代表取締役 大橋弘明	R 3年4月1日～ R 6年3月31日	地方創生推進課 ☎ 65-1238
上部高齢者福祉センター 川東高齢者福祉センター 川西高齢者福祉センター	高木町2番60号 社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会 会長 小野正師	R 3年4月1日～ R 8年3月31日	介護福祉課 ☎ 65-1241
慈光園	西の土居町二丁目8番12号 社会福祉法人三恵会 理事長 太田恵理子		
中央児童センター 川東児童センター 瀬戸児童館 上部児童センター	高木町2番60号 社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会 会長 小野正師		子育て支援課 ☎ 65-1242
新居浜市 森林公園ゆらぎの森	四国中央市土居町津根 3995番地1 株式会社森高リゾート 代表取締役 森高大輔		運輸観光課 ☎ 65-1261
新居浜駅前駐輪場 新居浜駅南口広場駐輪場	滝の宮町2番1号 公益社団法人 新居浜市シルバー人材センター 理事長 佐々木俊洋		都市計画課 ☎ 65-1270

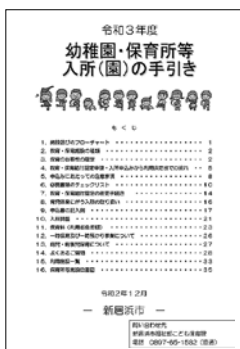
令和3年度 保育施設等入所調整を行います

こども保育課 ☎ 65・1582

FAX 37・3844



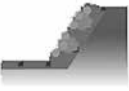
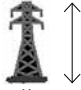
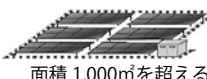

保育施設などの利用を4月1日から希望する園児の募集を行いました。但し、今後は「入所（園）の手引き」に記載の通り、1月1日時点での世帯状況に応じた採点の上、優先順位を付けて入所調整を行います。

入所調整を円滑に進めるため、既に入所申し込みをした人で、「家庭で保育が可能となった」または「勤務先の託児所などへ預けることが決まった」など状況が変わり、入所申し込みを取り下げた場合は、速やかに申し込みをした施設もしくはこども保育課までご連絡ください。



↑入所（園）の手引きはこちら

市政 ニュース

届け出対象となる行為の種類		届け出対象となる規模など
建築物 ○新築、増改築、移転 ○外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更		 高さ 15 m を超えるもの 面積 1,000㎡を超えるもの
工作物 ○新築、増築 ○改築、移転 ○外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔または飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設、その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く）	 高さ 15 m を超えるもの 面積 300㎡を超えるもの
	擁壁、垣、さく、塀 その他これらに類するもの	 高さ 5 m を超えるもの
	電気供給または電気通信のための施設（鉄塔、携帯電話基地局など）	 高さ 30 m を超えるもの 面積 300㎡を超えるもの
	太陽光発電のための施設（地上施設に限る）	 高さ 13 m を超えるもの 面積 1,000㎡を超えるもの
開発行為 （都市計画法第4条第12項に規定するもの）		 面積 3,000㎡以上

※届出様式および添付書類など、詳細は都市計画課まで問い合わせください。

「新居浜市景観条例」に基づき届け出を

都市計画課 ☎ 65-1270 FAX 65-1276

歴史的景観や、豊かな自然景観を保全・活用し、魅力的な景観形成を図ることを目的とした「新居浜市景観計画」を令和2年7月に策定したことに伴い、同12月に「新居浜市景観条例」を制定しました。条例に基づき、4月1日以降に着手する次の行為については、着手の30日前までに届け出が必要になります。

ワクリエ新居浜のロゴ完成！

令和2年9月に「ワクリエ新居浜」という愛称に決定した新居浜市生涯活躍のまち拠点施設。その後、10月1日～11月16日にかけて募集していた愛称デザインが決定しました。



応募総数 91 作品
 （うち市内 33 作品）
審査 市内在住のデザイナーなどによる審査会を開催
製作者 佐々木美穂さん（市内在住）

製作者コメント

今回のデザインは、新居浜の市花であるつつじとお手玉をモチーフに、子どもから大人まで楽しめ、さらに人の輪が永遠につながっていくことをイメージして制作しました。また、文字は銅（あかがね）の色を採用し、新居浜市らしさを出しました。新しい施設が、さまざまな世代の人々の輪を次世代へ継承し、笑顔あふれる人生を送れる拠点になること、新しい新居浜の魅力や市民の活躍を発信する拠点になることを願っています。

☎ 地方創生推進課 ☎ 65-1238 FAX 65-1216

平形外山線の供用を開始

道路課 ☎ 65-1272 FAX 65-1276

道幅が狭いため、車両や歩行者の通行に支障をきたしていた「平形外山線」の、市立南中学校西側の約 100 m 区間の工事が完了し、供用を開始しました。

事業の実現にご協力いただいた皆さんありがとうございました。



施工前



施工後

40m級はしご自動車、タンク車を導入！

警防課 ☎65・1341 ㊟34・1189

最新の安全システムを備えた「40m級はしご自動車」の配備が令和2年12月に、「タンク車（水槽付ポンプ車）」の配備が1月に完了し、運用が開始されました。これらの最新の車両により、消防救助活動のさらなる充実強化を図ります。

40m級はしご自動車

平成11年に配備されたはしご自動車を更新年限を迎えたことから、最新の安全システムを備えた「40m級はしご自動車」が新たに配備されました。

このはしご自動車は、起伏角度がマイナス10〜プラス75度で、仰角のみではなく、斜め下方向にはしごを伸ばすことが可能です。例えば水難救助や崖下救助活動などで、はしご

自動車の位置よりも

低い位置に要救助者がいる場合にも有効です。

また、自動的にはしごを水平に保つ「ジャイロターンテーブル」、はしごに発生した揺れを



40m級はしご自動車

検出し、その揺れを瞬時に打ち消すことができる「制振制御装置」、障害物のある現場でも片方のアウトリガー（車体の横に張り出して転倒を防止する装置）の張り出しのみで、はしご操作ができる「ワンサイドモーター機能」など、さまざまな最新の制御機能が搭載され、旧車両に比べ性能が大幅に向上しています。

タンク車（水槽付ポンプ車）

タンク車は災害現場に到着するとすぐに放水できる消防車で、

火災現場の近く
に消火栓や防火水槽などがなく、容量2千リットルの水槽を積載しています。



タンク車

また、圧縮空気消火装置を搭載することで、水に少量の消火薬剤と圧縮空気を送り込んで発泡させ、より安全で効果的な消火活動が可能です。

なお、これらの車両は4月から「緊急消防援助隊※」として登録される予定です。

※被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害が起こると、被災地の市長・村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、被災地で都道府県単位の部隊編成で活動を行う。

不法投棄ごみを撤去

ごみ減量課

☎65・1252
㊟65・1255

令和2年12月6日(日)に、大生院校区で不法投棄ごみの撤去作業を行いました。

大生院校区連合自治会と夢友遊うずい、校区各種団体の多数の参加者が渦井川上流の林道付近に不法投棄された廃家電やペロンキ一斗缶など、多数のごみを回収しました。

不法投棄ごみの多い場所や海岸など市内10カ所に監視カメラを設置しています。ごみの不法投棄は犯罪です。絶対にやめましょう。



急傾斜地での不法投棄ごみ回収作業の様子

市政 ニュース

適応火災のマークが「文字表示」の消火器が旧規格の消火器です



平成23年1月1日の規格省令改正により、旧規格の消火器を継続的に設置できるのは今年12月31日までです。令和4年1月1日以降は、旧規格消火器の設置は認められません。計画的な交換・リサイクルをお願いします。

旧規格消火器は今年中に交換が必要です

予防課 ☎65・1342 ㊧34・1189

消火器の廃棄方法

老朽化した消火器は、腐食などにより容器が破裂し、負傷する恐れがあります。使用期限(業務用10年、家庭用5年)が過ぎたり、腐食したりした消火器は、次の4事業者に廃棄処理を依頼してください。

市内の特定窓口

(令和3年1月現在)

▼いずみサポート(株)愛媛支社 ☎32・5303

▼(有)矢野商会 ☎32・4696

▼四国通建(株)新居浜営業所 ☎37・2737

▼(有)鈴木防災 ☎40・3339



↑規格改正の詳細はこちら

人権の窓

人権教育課 ☎65・1243 ㊧65・1306

2月11日は「人権のつどい日」

誰でも自由に参加できます。事前の申し込みなど必要ありません。お気軽に参加ください。
場所 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)

時間 10時～11時30分
定員 50人(先着順)

※マスクを着用してご参加ください。

内容 講演「私をつくったもの」
講師 沼田博之(大生院中学校 教諭)

今月の人権のつどい日では、中学校教諭として、長らく人権・同和教育に携わり、その中で学んだこと、成長できたことなどを話してもらいます。

— 中学校教諭として同和教育についての学びが始まりました。子ども会活動担当として、子どもとともに学習してきたこと。実際にあった差別事件。新居浜市での高校生友の会の活動。

そして、これまでの学習を通して、私の中で変わったことや、変わらなかったことは何かを伝えたいと思います。—
皆さんの参加をお待ちしています。

【STOP!】「コロナ差別

愛顔を守ろう!」

○感染者や医療従事者とその家族などへの差別、偏見、誹謗中傷は、絶対にやめましょう!
○SNSなどによる無責任な情報の拡散や個人情報の公開は絶対にしないでください。また、こうした情報に惑わされないように注意しましょう。
○私たちの敵は、「人」ではなく、「ウイルス」です。みんなが冷静に行動し、感染症対策に取り組みましょう。